

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）により、建築物のエネルギー消費性能基準への適合を建築確認の要件とする非住宅建築物の範囲が拡大されるほか、建築物等の認定手数料等の設定に際し準拠している北海道建設部手数料条例が改められることに伴い、所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

- (1) 建築物のエネルギー消費性能基準への適合の判定等に係る手数料を新設する。
- (2) 低炭素建築物等認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料を北海道建設部手数料条例に準じて改定する。

第3 施行期日

令和3年4月1日

岩見沢市条例第 3 号

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 23 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例

岩見沢市手数料条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表低炭素建築物等認定申請手数料の部第1項第3号ア(イ)中「189,000円」を「147,000円」に、「35,300円」を「23,000円」に改め、同号イ(イ)中「458,000円」を「357,000円」に、「35,300円」を「23,000円」に改め、同部第2項第4号ア(イ)中「112,000円」を「85,600円」に、「35,300円」を「23,000円」に改め、同号イ(イ)中「246,000円」を「190,000円」に、「35,300円」を「23,000円」に改める。

別表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料	
1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
	(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
	ア 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分(増築又は

改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。)(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。イ並びに次号ア及びイにおいて同じ。)の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	257,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	322,000円

イ 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	98,800円
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	125,000円

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	11,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	18,900円

(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方	134,000円
------------------	----------

	メートル以内のもの	
	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	170,000円
	<p>イ 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	54,900円
	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	72,200円
	<p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	
	(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	11,000円
	(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	18,900円
2	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料	
	(1) 軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	<p>ア 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。イにおいて同じ。)の床面積の合計について、前項第2号ア(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p>	
	<p>イ 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項第2号</p>	

	イ(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額								
	ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、前項第2号ウ(ア)又は(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額								
3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料								
	(1) 住宅の戸数を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額								
	<table border="1"> <tr> <td>ア 住宅の戸数が1戸のもの(床面積の合計が200平方メートル以内のものに限る。)</td> <td>40,400円 (住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査(以下この項から第5項までにおいて「評価機関審査」という。)を受けた場合にあっては、7,000円)</td> </tr> <tr> <td>イ 住宅の戸数が1戸のもの(床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。)</td> <td>44,900円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円)</td> </tr> <tr> <td>ウ 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの</td> <td>79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)</td> </tr> <tr> <td>エ 住宅の戸数が5戸以上のもの</td> <td>131,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)</td> </tr> </table>	ア 住宅の戸数が1戸のもの(床面積の合計が200平方メートル以内のものに限る。)	40,400円 (住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査(以下この項から第5項までにおいて「評価機関審査」という。)を受けた場合にあっては、7,000円)	イ 住宅の戸数が1戸のもの(床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。)	44,900円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円)	ウ 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)	エ 住宅の戸数が5戸以上のもの	131,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)
ア 住宅の戸数が1戸のもの(床面積の合計が200平方メートル以内のものに限る。)	40,400円 (住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による技術的審査(以下この項から第5項までにおいて「評価機関審査」という。)を受けた場合にあっては、7,000円)								
イ 住宅の戸数が1戸のもの(床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。)	44,900円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円)								
ウ 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)								
エ 住宅の戸数が5戸以上のもの	131,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)								
	(2) 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額								
	ア 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第1								

2条第2項第1号に適合する旨の認定を申請する場合 前号ウ又はエに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ前号ウ又はエに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	79,700円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	131,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)

イ 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12条第2項第2号に適合する旨の認定を申請する場合 前号ウ又はエに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ前号ウ又はエに定める金額

(3) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合に限る。) 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	259,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	324,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)

(4) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合に限る。) 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積

の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	100,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	126,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)

備考

- 1 同一の建築物について第1号及び第2号の認定を同時に申請する場合は、第1号の申請に係る手数料は、徴収しない。
- 2 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき第1号に規定する金額及び第3号又は第4号に規定する金額を合計した金額とする。
- 3 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき第2号に規定する金額及び第3号又は第4号に規定する金額を合計した金額とする。
- 4 前2項の場合において、同一の建築物に係る第1号の認定を同時に申請する場合は、第1号の申請に係る手数料は、徴収しない。
- 5 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、同項に規定する申請建築物(以下この項及び次項において「申請建築物」という。)及び同条第3項に規定する他の建築物(次項において「他の建築物」という。)のそれぞれについてこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料の項の規定

	により算定した金額(申請建築物に係る手数料の金額に限る。)を加算した金額とする。	
4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	
	(1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合	1戸又は1棟につき 1,000円
	(2) 住宅の戸数を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	ア 住宅の戸数が1戸のもの(床面積の合計が200平方メートル以内のものに限る。)	23,800円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円)
	イ 住宅の戸数が1戸のもの(床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。)	26,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円)
	ウ 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの	46,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
	エ 住宅の戸数が5戸以上のもの	78,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)
	(3) 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
	ア 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12条第2項第1号に適合している旨の認定を申請する場合 前号ウ又はエに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ前号ウ又はエに定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額	
	(ア) 床面積の合計が300平方	46,000円

メートル以内のもの	(評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	78,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)
イ 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第12条第2項第2号に適合する旨の認定を申請する場合 前号ウ又はエに掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ前号ウ又はエに定める金額	
(4) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合(当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合に限る。) 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	135,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	172,000円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、20,100円)
(5) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合(当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合に限る。) 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	56,200円 (判定機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)
イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	73,600円 (判定機関審査を受けた場合に

	あつては、20,100円)
	(6) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合 前項(備考第5項及び備考第6項を除く。)の規定の例により算定した金額
	備考
	1 同一の建築物について第2号及び第3号の変更認定を同時に申請する場合は、第2号の申請に係る手数料は、徴収しない。
	2 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につき第2号に規定する金額及び第4号又は第5号に規定する金額を合計した金額とする。
	3 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につき第3号に規定する金額及び第4号又は第5号に規定する金額を合計した金額とする。
	4 前2項の場合において、同一の建築物に係る第2号の変更認定を同時に申請する場合は、第2号の申請に係る手数料は、徴収しない。
	5 当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該計画の変更に係る建築物1棟ごとにこの項の規定により算定した金額を合計した金額とする。
	6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料の項の規定により算定した金額(申請建築物に係る手数料の金額に限る。)を加算した金額とする。
5	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料
	(1) 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(当該申請に係る建築物が基準省令第1条第

1 項第 2 号イ (1) 及びロ (1) に適合している旨の認定を申請する場合に限る。) 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	39,000 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600 円)
イ 床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの	43,600 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600 円)

(2) 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(前号に掲げる場合を除く。) 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	20,100 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600 円)
イ 床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの	21,600 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、5,600 円)

(3) 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(当該申請に係る建築物が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (1) 及びロ (1) に適合している旨の認定を申請する場合に限る。) 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の床面積(ただし、基準省令第 5 条第 3 項第 2 号の住宅については、共用部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	78,300 円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、10,900 円)
イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	130,000 円 (評価機関審査を受けた場合に

	あつては、22,900円)
<p>(4) 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(前号に掲げる場合を除く。) 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積(ただし、基準省令第5条第3項第2号の住宅については、共用部分の床面積を除く。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	37,500円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、10,900円)
イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	64,600円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、22,900円)
<p>(5) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(当該申請に係る建築物が基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の認定を申請する場合に限る。) 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	257,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、10,900円)
イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	322,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、18,700円)
<p>(6) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(当該申請に係る建築物が基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の認定を申請する場合に限る。) 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	98,800円 (判定機関審査を受けた場合に

	あつては、10,900円)
イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	125,000円 (判定機関審査を受けた場合に あつては、18,700円)
備考	
<p>1 住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき第1号又は第2号に規定する金額及び第5号又は第6号に規定する金額を合計した金額とする。</p> <p>2 共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につき第3号又は第4号に規定する金額及び第5号又は第6号に規定する金額を合計した金額とする。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の岩見沢市手数料条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。